平成３０年（フ）第７８号
札幌市豊平区福住１条８丁目10番４号
破産者　和田　清光
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５号
青森県五所川原市金木町嘉瀬端山崎41番地
破産者　吉崎　　功
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
青森県五所川原市金木町嘉瀬端山崎41番地
破産者　吉崎　禮子
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
岩手県北上市大堤南３丁目10番25号、旧住所岩手県北上市諏訪町１丁目２番14号
破産者　小原啓太郎
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第１３号
仙台市宮城野区高砂１丁目10―３　渡幸ベルメゾン高砂602号、住民票上の住所福島県会津若松市北青木11番38号　エルヴィータ青木105号
破産者　渡邊　郁夫
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８０号
福島県南会津郡南会津町田島字横町甲2340番地、前住所福島県南会津郡田島町大字田島字横町甲2340番地
破産者　穴沢土建こと　穴沢　森蔵
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第７５７号
埼玉県越谷市東越谷２丁目14番地21
破産者　渡辺　和宏
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２号
埼玉県八潮市大字浮塚762番地１　パレスあすてりあ504
破産者　石川　善也
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
長野県松本市大字松原22番地33　フォーブルメリーハウス201号
破産者　久本登志夫
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第９９号
東京都武蔵野市中町１丁目30番３―404号佐藤ビル、開始決定時の住所静岡県伊東市字佐美1351番地の１
破産者　樽林　圭介
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３５９号
静岡県田方郡函南町畑527番地の402、前住所神奈川県横浜市都筑区川和台19番８号　コンフォート　１―203
破産者　玉井　　理
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３９５号
静岡県伊東市和田１丁目７番６号、前住所静岡県伊東市富戸1317番地の211
破産者　滝口　幸利
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３０３号
愛知県犬山市字藪畔126番地７
破産者　松尾　一寿
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３５４号
神戸市西区上新地２丁目30番地の15
破産者　丸尾　春美
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５２１号
広島市安佐北区落合５丁目22―２　パレス大志茂Ｃ―202号、住民票上の住所広島県山県郡安芸太田町大字戸河内702番地２
破産者　栗栖　吉成
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９７号
広島市南区出島１丁目16番３―302号
破産者　金ちゃんこと　小柳　忠信
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１４号
山口市名田島1289番地、前住所岐阜県各務原市鵜沼各務原町２丁目157番地１　シグマハイツ各務原Ａ　109
破産者　山内　洋祐
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５３号
福岡県朝倉郡筑前町高田391番地１
破産者　石原　祐子（旧姓藤井）
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部